

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 付託	衆議院 委員会 付託	備考
12	裁判官の報酬等に関する法律の一部を 改正する法律案		五八二二二	受 五八二二七 領	五八二三四 可 五八二二七 決 五八二二八 決	五八二二六 可 五八二二七 決 五八二二七 決	
13	検察官の俸給等に関する法律の一部を 改正する法律案		一一二	受 一二七 領	一二四 可 一二七 決 一二八 決	一二六 可 一二七 決 一二七 決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 来月日	提出 月日	参議院 委員会 付託	衆議院 委員会 付託	備考
2	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外一名 (五八二〇、八)	五八二〇二		五八二〇、八 末 了	五八二〇二 (予)	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一二号）（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

- 一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、昭和五十八年四月一日にさかのぼって
行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委
員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に
準じて裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするもの
であります。

委員会におきましては、両法案を一括して審議し、人事
院勧告制度と今回の政府案による給与改定との関係、裁判
官の報酬の相当額と人事院勧告、裁判官の報酬のあり方等
について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により
御承知願います。

両案について質疑終局を諮りましたところ、近藤委員よ
り質疑続行の動議が提出されましたが、賛成少数で否決さ
れ、質疑終局が多数をもって決せられました。

次いで、討論に入りましたところ、両法案に対し、日本
社会党を代表して山田理事より反対の意見が、自由民主党
・自由国民会議を代表して中西理事より賛成の意見が、日
本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が、それぞれ
表明されました。

次いで、両法案を順次採決の結果、いずれも多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一三号）（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お
おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準
じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額に
おいてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じ

て、それぞれこれを増額する。
三、以上の改定は、昭和五十八年四月一日にさかのぼって
行う。

委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の
委員長報告参照